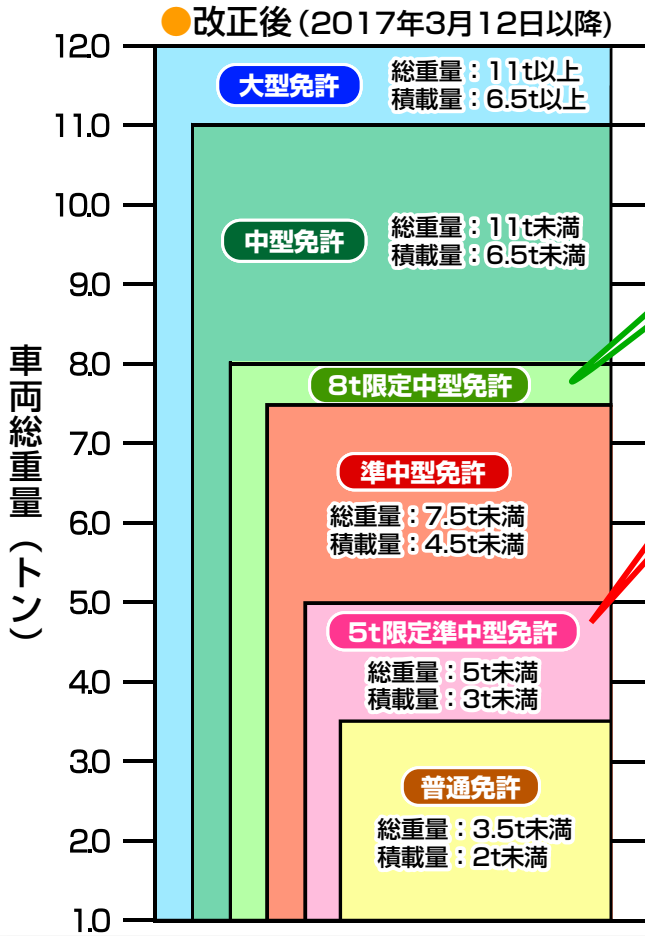


# 平成29年(2017年)3月12日(日) 道路交通法の改正に伴い 準中型自動車・準中型免許が新設されました!

2017年3月12日より、免許制度が変わります。  
制度変更前の普通免許は、5トン限定準中型免許となります。  
免許種類が複雑になりますので、ご注意ください。  
運転可能な免許は、レンタカーに貼付のステッカーにて必ずご確認ください。

運転席のドアのステッカーを  
ご確認ください



総重量：8t 未満  
積載量：5t 未満

### 5t限定準中型免許

平成19年(2007年)6月2～平成29年(2017年)3月11日までに取得した普通免許は、5t限定中型免許に移行。

●改正後(2017年3月12日以降)

自動車の種類	車両総重量	最大積載量	乗車定員
大型自動車	11トン以上	6.5トン以上	30人以上
中型自動車	7.5トン以上 11トン未満	4.5トン以上 6.5トン未満	11人以上 29人以下
<b>【新設】 準中型自動車</b>	<b>3.5トン以上 7.5トン未満</b>	<b>2トン以上 4.5トン未満</b>	<b>10人以下</b>
普通自動車	3.5トン未満	2トン未満	10人以下

